

九十九里町知的障害者相談員設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年4月1日

九十九里町長 浅岡 厚



九十九里町告示第61号

九十九里町知的障害者相談員設置要綱の一部を改正する告示

九十九里町知的障害者相談員設置要綱（平成24年九十九里町告示第51号）の一部を次のように改正する。

第3条中「であって、原則として知的障害者の保護者であるもの」を削る。

（略）

附 則

この告示は、公示の日から施行する。